

あなたの企業の一員に

 京都信用保証協会
レポート

2019

THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES





理事長 麻生 純

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の事業活動および経営計画等を掲載したディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2019」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当協会の業務内容や幅広い取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、最近の府内経済情勢に関しては、生産が弱めの動きとなっているものの、全体としては緩やかに拡大しています。高水準の企業収益を背景とした設備投資の増加、雇用や所得の改善に支えられた個人消費の増加など足もとでは前向きな基調が今後も続くことが見込まれています。しかしながら、海外経済動向については、米中貿易摩擦や中国経済の減速など先行きが不透明な状況が続いています。また、国内においても、少子・高齢化の進展による本格的な人口減少社会における対策は喫緊の課題です。府内中小企業においても、事業の成長・発展を目指す一方で、人手不足や円滑な事業承継など様々な問題があり、我々保証協会のきめ細やかな支援が求められているところです。

このような状況のもと、昨年度は平成30年4月に改正された信用保証協会法等の改正趣旨を踏まえ企業のライフステージに応じた金融・経営支援の取組み、金融機関をはじめとした地域関係機関との関係性強化を推し進めてまいりました。また、平成31年2月には京都経済センターへ本所事務所を移転しました。京都経済百年の計として京都経済を支える支援機関が集い新たな連携拠点において、まさしく“オール京都”の力で府内中小企業の振興にさらに貢献できるよう役職員一丸となって取り組んでまいります。

平成から令和に改元された本年9月、当協会は創立80周年を迎えます。新しい時代に相応しい保証協会を目指すため、当協会においては、企業の創業・事業承継・海外展開をはじめとする経営支援の分野や様々な新しい事業にもチャレンジしています。果敢に挑戦する中でも、常に企業に寄り添った「金融と経営の総合支援サービス機関」としての使命を忘れることなく、またSDGsへの貢献を意識し、京都経済の発展、地域活性化に貢献できるよう今後も尽力して参りますので、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目次

経営理念	1
協会の概要	2
中期事業計画・年度経営計画	3
平成30年度の主な取組み	6
広報活動	12
トピックス	14
信用保証の実績	16
平成30年度事業報告	26
信用補完制度	31
信用保証の概要	33
コンプライアンス態勢	42
役員構成	46
組織機構図	47
本所・支所のご案内	48

経営理念

1. 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2. 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3. 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

協会の概要

概要

平成31年3月31日現在

名称	京都信用保証協会		
設立認可	昭和14年8月1日		
根拠法律	信用保証協会法		
役員構成	京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等		
所在地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階		
基本財産	550億円		
	〈内訳〉		
	基金	76億円	
	基金準備金	474億円	
利用企業者数	24,108企業（府内中小企業者の約30%）		
事業規模	保証承諾額（平成30年度）	9,440件	
		1,735億円	
	保証債務残高	44,146件	
		6,096億円	
役員数	常勤役員	5名	（非常勤役員16名）
	職員	158名	

創立からのあゆみ

昭和14年	4月27日	社団法人京都信用保証協会設立総会開催
昭和14年	8月1日	社団法人京都信用保証協会設立認可
昭和14年	8月31日	社団法人京都信用保証協会設立登記完了
昭和14年	9月6日	業務開始
		所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内
昭和25年	3月25日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町675-2
昭和30年	7月26日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可
昭和30年	7月29日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立登記完了
昭和30年	8月1日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51
昭和49年	9月2日	本所事務所移転
		所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内
昭和50年	3月	保証債務残高1,000億円突破
平成9年	12月	保証債務残高5,000億円突破
平成21年	9月	保証債務残高1兆円突破
平成26年	9月6日	創立75周年を迎える
平成31年	2月12日	本所事務所移転
		所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階

中期事業計画・年度経営計画

第5次中期事業計画（平成30年度～平成32年度）

京都信用保証協会は、これまでの「金融と経営の総合支援サービス機関」としての取組みを更に充実させ、顧客目線に立って府内中小企業者等に寄り添った質の高い金融支援・経営支援業務により、地方創生・地域活性化に貢献していきます。

コンプライアンス及び危機管理態勢についても一層強化するとともに、財政基盤の強化を図り、より信頼される保証協会を目指します。また、風通しの良い職場環境づくりと人材育成、平成30年度中の本所移転によるハード面の整備に加え、ソフト面でも各関係機関とのネットワークを一層強化させることにより、中小企業者等に対するサービス向上をこれまで以上に進めていきます。

以上を踏まえ、平成30年度から32年度までの3年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として積極的に取り組みます。

1 中小企業者等の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

2 中小企業者等の経営支援・事業再生の促進に関する取組みの推進

3 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進

4 適正保証及び各種保証制度の推進

5 個々の債務者や保証人の実情に合わせた効率的回収

6 コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

7 将来に向けた新たな機能や役割の構築と活力ある組織体制

■ 平成31年度経営計画

1. 業務環境

(1) 京都府の景気動向

戦後最長となる景気拡大の影響もあり、京都府内の景気動向は、自然災害による影響を受けつつも緩やかな拡大基調にあります。製造業の生産活動については、スマートフォンや車載向けの電子部品・デバイス、半導体や物流・省力化向けの精密機械が好調であることに伴い、生産、輸出ともに増加基調となっています。しかしながら、平成31年1月には一部大手企業において、米中貿易摩擦の影響による業績の下方修正が発表される等、先行きに懸念材料が出てきています。また、府内地場産業でもある和装繊維関連に関しては、低水準の生産が続いており、依然として厳しい状況にあります。非製造業に目を向けると、宿泊施設の客室稼働率が自然災害の影響を受けるものの訪日観光客を中心に高い水準を維持するなど観光関連を中心に底堅く推移しています。

このような状況の下、設備投資については、製造業・非製造業ともに前年度を大きく上回る計画となっており、今後の先行きに関しても、企業収益改善や成長分野に対する対応等を背景に更なる増加が期待されています。

一方、個人消費については、緩やかに増加しているものの、百貨店・スーパー売上は自然災害の影響を受けたこともあり一進一退で推移しています。府内有効求人倍率は、平成30年3月に1.62倍を記録、その後も1.5倍台の高水準を維持するとともに、完全失業率も低水準を維持しています。雇用者所得も緩やかに増加しており、雇用・所得環境は一層の改善が進んでいます。

(2) 中小企業者等を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）の景況感は、全体として改善傾向にはあるものの、米中貿易摩擦の行方や英国のEU離脱問題など海外の政治経済の動向による不透明感が残っています。また、国内においては原材料価格の上昇や後継者不足、人口減少・少子高齢化に伴う人材不足等の影響も見られます。また、東京商工リサーチによると、府内の平成30年1月から12月までの負債総額1,000万円以上の倒産は、271件（前年同期比112.91%）、金額225億円（同134.44%）となっており、全般的には資本力に乏しい中小企業者等を中心に倒産が集中しています。今後は海外経済の動向や今年秋の消費税増税による影響も見極める必要があり、中小企業者等においては依然として予断を許さない状況にあります。

2. 業務運営方針

府内中小企業者等の事業維持・発展のため、当協会は「金融と経営の総合支援サービス機関」として、中小企業者等のライフステージに応じた、より一層きめ細やかな金融支援、経営支援を一体的に取り組みます。

債権管理については、引き続き効率的に求償権の管理・回収を図ります。

昨年度に本所事務所を京都経済センターへ移転したことに伴い、入居関係団体や地元金融機関と連携強化を図り、ネットワークを一層推進させることにより、中小企業者等に対するサービスを充実させます。また、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）への貢献を意識し、業務を通じて広く社会に求められる活動を行います。

以上を踏まえ、平成31年度は、次の事項を主要項目として取り組んで参ります。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ① 中小企業者等の様々な資金ニーズに対応するため、京都府、京都市協調融資制度を中心に、政策保証や金融機関との提携保証の推進を図ります。
- ② 中小企業者等の事業性を評価した融資を金融機関と連携して推進します。
- ③ 創業者向けセミナーや創業計画のブラッシュアップのための勉強会を実施するとともに、新設した女性創業支援チーム「ことそら」による女性向け創業セミナーや女性創業者へ伴走支援を行います。
- ④ 事業承継サポートデスクを中心に、地元金融機関、関係機関等と連携し、専門家を活用した事業承継計画の策定支援等を実施します。
- ⑤ 中小企業診断士等と連携した専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」・「京都プロアップサポート」を活用した経営支援を推進します。
- ⑥ 海外展開サポートデスクを中心に、関係機関と連携しながら企業のグローバル化、海外向け販路開拓等への支援を実施し、企業の国際化支援に取り組みます。
- ⑦ 条件変更企業については、金融機関と緊密な連携を図り、個々の中小企業者等の状況を勘案しつつ、早期の経営支援に対応するなど、きめ細かい対応を実施します。
- ⑧ 再生支援先のうちフォローアップが必要な企業について、金融機関本部と連携した企業訪問や京都バリューアップサポートなどを活用した本業支援を行い、業績改善と正常化への道筋をつけます。

(2) 債権管理の合理化・効率化

- ① 代位弁済後において、顧客との接触頻度を高め最新の状況を把握し、回収可能性の早期見極めと適切な初動対応、管理職と担当者間の緊密な連携による進捗管理の徹底により、効率的な債権管理に努めます。
- ② 債務者・保証人等の実態を把握し、それぞれの生活基盤・事業基盤を十分考慮した“債務圧縮へのサポート”を主眼においた血の通った債権回収を行います。
- ③ 事業継続及び再生が見込める求償権先について、経営支援部門と連携し、中小企業診断士等の専門家派遣による経営改善計画の策定、求償権消滅保証等による経営支援及び金融正常化を検討します。
- ④ 十分な返済能力に欠けるものの、誠意をもって定期弁済を継続している保証人に対し、一部弁済による保証債務免除を活用します。

(3) コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

- ① 公的機関として健全で透明性の高い業務を行うために、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。
- ② 公正・公平・平等な業務を徹底し、反社会的勢力等の関与案件については、関係機関と緊密な連携を図り徹底排除します。
- ③ 内部統制システムの充実・強化を図り、適正な業務運営を確保します。

3. 保証承諾等の見通し

平成31年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	1,650億円	94.3%
保証債務残高	5,650億円	94.2%
代位弁済	130億円	86.7%
回収	31億円	100.0%

平成30年度の主な取組み

■ 本所事務所を移転しました

平成31年2月12日、京都市内の中心部である四条室町に完成した「京都経済センター」に本所事務所を移転しました。同ビルは、「京都経済百年の計」として京都経済界や行政機関などが集い、オール京都の力で様々な知恵を融合させ新たな価値を生み出す交流・融合の場として建設が進められてきました。当協会においてもセンター内の支援団体をはじめ、関係機関との一層の連携や交流を強化し、企業に寄り添った「金融と経営の総合支援サービス機関」として今後も府内中小企業の発展に寄与していきます。



《京都経済センター外観》



《京都経済センター概要》

所在地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地	敷地面積	4,391.96㎡
用途	事務所、展示場、店舗	延床面積	29,096.31㎡
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造	竣工	平成31年1月11日
階数	地上7階・地下2階		

5階
エントランス
総合受付

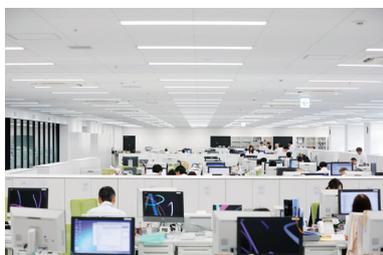
総合受付内の受付台や応接セットには、京都市産杉を使用しています。また、正面には産学連携の一環として、京都市立芸術大学大学院生の絵画を展示しており、落ち着いた雰囲気でお客様をお迎えます。



5階
執務室
応接室

新本所事務所では、風通しの良い職場でこれまで以上に業務連携が図れるよう企業支援部・債権管理部・企画総務部がワンフロアで執務しています。

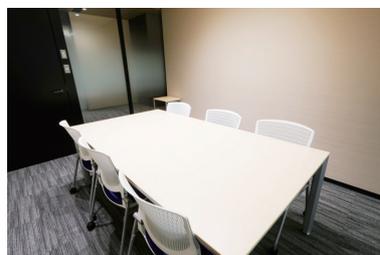
応接室は全11室あり、隣席を気にせず気軽に相談できるようプライバシーにも配慮しました。



《執務室内》



《応接室》



6階
大会議室
食堂

6階には、大型スクリーンを完備し50人を超える大人数も収容可能な会議室を備えています。

その他、日頃の執務を離れゆっくりと休憩や交流ができる食堂があります。



《食堂》



《大会議室》

平成30年度の主な取組み

■ 創業支援の取組み

行政・金融機関・関係機関等との連携を図り、創業支援に積極的に取り組みました。

平成30年度の創業に係る保証承諾は、創業関連保証の積極的な推進等の効果もあり206件（前年度比144.1%）11億22百万円（同159.3%）と件数・金額ともに前年度を大幅に上回りました。

また、創業計画策定等を支援する「チャレンジ」創業バリューアップサポートは、年度内に8企業（チャレンジI）の支援が完了しました。

○女性創業支援チーム“ことそら”発足

女性起業家に対して女性目線でのきめ細やかな伴走支援、各関係機関の女性をはじめとする担当者とのこれまで以上の連携強化を目的に、女性創業支援チーム“ことそら”を創設しました。なお、名称の「ことそら」は、「こと」古都・京都、「そら」は空色に由来しており、事業が好調なときも低調なときもいつでも寄り添った支援を行いたいという意味も込められています。平成31年3月23日には、オープニングイベントとなる「集まれ！女性起業家～京都経済センターから未来へ～」を開催し48名の方に参加いただきました。



○創業セミナー“京、コトはじめ”開催

平成30年6月9日、23日、当協会が主催する女性のための創業セミナー“京、コトはじめ”を開催し、2日間で77名の方に参加いただきました。また、セミナー終了後、参加者の中で具体的に創業を計画している方を対象とした“京、コトはじめ”勉強会も開催しました。本年度は、全5回のカリキュラムを受講された14名の参加者に修了証を授与しました。



《創業セミナー“京、コトはじめ”》



《“京、コトはじめ”勉強会》

○創業サポーター認定制度

創業支援体制を強化するため、当協会では「創業サポーター認定制度*」を平成29年度より創設しています。第2期となる平成30年度は、11名の創業サポーターを新たに認定しました（累計27名）。今後も創業サポーターが中心となり、創業期にかかる様々な課題に対して伴走支援を行います。

※創業サポーター認定制度：職員自らが身近な相談役として、創業希望者に的確なアドバイスを行うスキルを養成する当協会独自の認定制度です。



■ 経営支援の取組み

オール京都体制で、中小企業者等に寄り添った経営支援に取り組んでいます。

○経営改善計画策定サポート（費用補助）

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画を策定された中小企業者を対象に、計画策定費用の1/6（最大20万円）を補助しています。

平成30年度は70件・約12百万円の費用補助を行いました。なお、平成25年の事業開始以降、611件、約97百万円の費用補助を行いました。

○京都バリューアップサポート

【京都バリューアップサポート派遣メニュー別完了実績】

メニュー	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
フルサポート	34	78	41	126	97	111	113	600
ワンデイサポート	25	25	11	83	49	48	36	277
プラスサポート		3	19	22	20	11	8	83
スーパーサポート				42	62	67	57	228
チャレンジ(I・II)			5	10	11	10	8	44
合計	59	106	76	283	239	247	222	1,232

京都バリューアップサポートは、経営に悩みを抱える企業に対する無料の専門家派遣事業です。平成24年8月の開始から1,200社を超えるお客様にご利用いただきました。

【京都バリューアップサポート概要】

名称	派遣内容
フルサポート	専門家が深掘りしながら経営のアドバイスを行います。最終回は、専門家から企業様への報告会として取引金融機関も参加のうえ、提案内容を共有します。 【派遣回数：最大5回】
ワンデイサポート	事前の面談でお伺いした経営の悩みに対して、専門家がピンポイントでアドバイスします。 【派遣回数：1回】
プラスサポート	ワンデイサポートやフルサポートを受けていただいた企業様に対して、実施後に再度専門家が伺います。【派遣回数：最大3回】
スーパーサポート	経営診断や専門家派遣後のモニタリング支援等について、専門家がアドバイスを行います。 【派遣回数：最大12回】
(創業) チャレンジ I	創業予定者が創業セミナー等で作成された創業計画書のブラッシュアップを行います。 【派遣回数：5回程度】
(創業) チャレンジ II	創業から3年間のモニタリングにより、事業が軌道に乗るようサポートします。 【派遣回数：6回程度（年に2回程度）】

○京都プロアップサポート・ランクアップサポート

平成30年度に外部専門家を派遣し事業環境分析や経営課題の抽出を行い経営改善計画の策定支援を行う「京都ランクアップサポート」を創設しました。また、平成29年度には、生産性向上を目指す企業を対象に経営力向上計画の策定支援を行う「京都プロアップサポート」を開始しており、外部専門家との連携強化、経営支援メニューの拡充に努めています（専門家派遣費用は、全て当協会負担）。なお、平成30年度においては、「京都ランクアップサポート」21社、「京都プロアップサポート」14社の支援を完了しました。

平成30年度の主な取組み

■ 再生支援の取組み

業況不振に陥った中小企業を一社でも多く再生させるため、京都府・京都市協調の中小企業再生支援資金の活用等により積極的に再生支援に取り組んでいます。平成30年度は、金融機関や行政機関など再生担当者が一堂に会する「京都再生ネットワーク会議」を年2回（6・12月）開催しました。

1. 中小企業再生支援協議会二次対応企業に対する協会関与（平成31年3月末）

（金額単位：百万円）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計
保証承諾 企業数	0	10	14	18	11	17	20	15	17	49	68	51	20	11	15	7	343
条件変更 企業数	0	0	0	0	1	0	1	1	1	15	34	49	21	22	11	16	172
第二会社 方式他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	6	11
合 計	0	10	14	18	12	17	21	16	18	64	102	101	42	35	27	29	526
従業員数	0	485	636	1,211	363	979	1,382	645	1,142	1,966	3,948	4,456	1,648	998	1,107	422	21,388
保証件数	0	24	43	55	28	37	64	59	51	129	158	91	32	19	30	11	831
保証承諾額	0	1,755	3,075	4,479	2,672	3,234	5,640	3,607	3,902	8,850	10,341	4,919	1,580	1,061	1,623	390	57,129

2. 京都府・京都市協調中小企業再生支援資金（平成17年4月創設～平成31年3月末）

（金額単位：百万円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計
企業数	93	66	52	59	55	74	64	78	109	86	41	25	30	9	841
従業員数	4,686	2,095	1,983	1,970	2,453	2,137	1,798	1,503	1,701	1,288	642	383	442	46	23,127
保証件数	179	139	99	147	178	215	185	236	266	186	114	79	87	39	2,149
保証金額	16,673	11,043	9,541	12,387	16,777	20,311	14,681	16,509	17,629	10,550	5,977	5,638	5,165	2,122	165,003

再生支援にかかる平成30年度の保証実績

京都府中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件（二次案件）に対する当協会の保証承諾は、7企業3億90百万円となりました。保証承諾額累計では571億29百万円と全国第1位の実績でした。

中小企業再生支援資金による再生の取組みは、9企業21億22百万円の保証実績となりました。この結果、再生企業の従業員46名の雇用維持が図ることができました。

再生企業に対しては、保証取組み後も金融機関と連携し、モニタリング等のフォローアップを行うことにより、再生計画達成に向けた支援を行っていきます。

■ 事業承継支援の取組み

当協会では、「事業承継サポート保証」等の事業承継専用保証制度の他、中小企業診断士等専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」、京都府事業引継ぎ支援センターや京都中小企業事業継続・創生支援センター等「関係機関との連携支援」、以上3つのメニューで事業承継支援に取り組んでいます。また、事業承継に関する専用相談窓口として「事業承継サポートデスク」(担当者3名)を平成30年度に設置し、これまで以上に事業承継に係る相談体制を強化しています。



○事業承継セミナーを開催しました

経営者の高齢化や後継者難による企業の休業業増加に伴い事業承継に関するニーズが高まる中、平成30年9月(京都市)、10月(福知山市・京丹後市)、当協会が主催する事業承継セミナーを開催しました。計72名の方に参加いただき、外部専門家による講演の他、実際の事例を交えながら当協会の事業承継支援メニューについて紹介しました。



《京都市会場》



《京丹後市会場》

○事業承継に係る訪問・面談の取組み

平成29年度より65歳以上の経営者の方に対する当協会職員の企業訪問を実施しています。平成30年度は、本支所合計391件を訪問、後継者の有無や事業承継に関する悩みをヒアリングした上で、当協会の保証制度や支援体制等を紹介しました。

■ 海外展開支援の取組み

海外展開に関する相談から現地進出に向けた資金調達を金融機関から行うなど様々な相談に対応するため、専用相談窓口「海外展開サポートデスク」を平成30年度より創設しています(担当者4名)。また、海外への販路拡大を希望する企業に対して、令和元年6月に開催された国内最大級の国際展示会「第14回国際雑貨EXPO2019 [夏]」出展に係る全面的な支援や費用補助等も行いました。



広報活動

ホームページによる情報発信

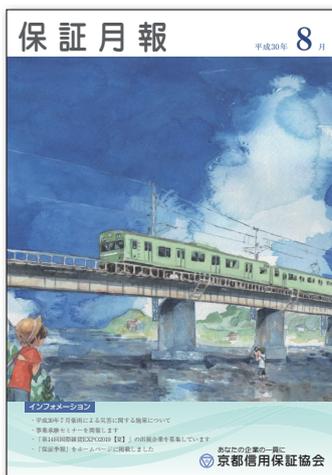
当協会ホームページでは、保証協会の概要、各種保証制度の紹介や経営支援メニューなどタイムリーな情報を掲載しています。また、外出先からも当協会ホームページを快適にご覧いただけるようスマートフォンやタブレット端末での表示にも対応可能となっています。今後も、皆様のお役に立つ情報を随時更新しますので、ぜひご活用下さい。



各種広報物の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期毎に「保証季報」を発行し、府および市町村、金融機関、商工会・商工会議所等に配付しています。

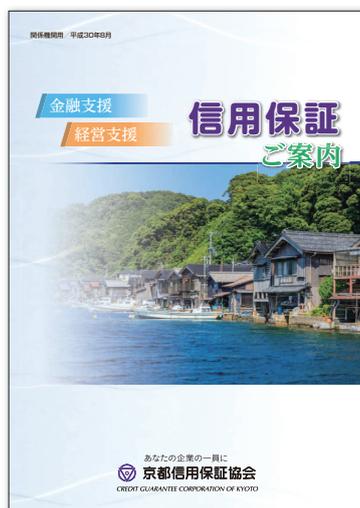
平成29年度に引き続き、平成30年度も嵯峨美術大学との産学連携プロジェクトとして「保証月報」表紙の作画を依頼しており、「京都の四季と鉄道」をテーマに学生が描き上げた個性豊かで色鮮やかなデザインが表紙を飾りました。



※「保証季報」は当協会ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧下さい。

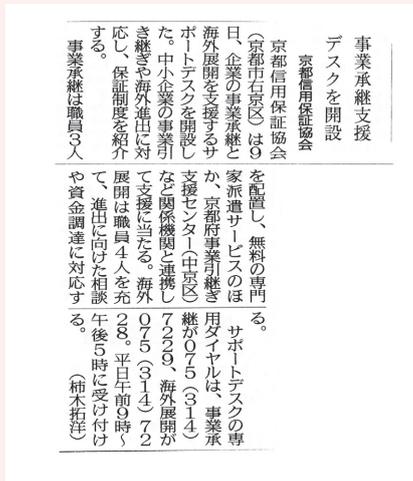
「信用保証ご案内」・リーフレットの発行

各種保証制度の紹介や当協会の経営支援メニューなど、中小企業や関係機関の皆様向けに分かりやすくお伝えしています。



報道機関へのニュースリリース

平成30年7月10日「事業承継支援デスク開設」
京都新聞掲載



平成31年2月14日「女性起業家に伴走支援」
京都新聞掲載



様々な広報活動

京都市内でも多くの方が行き交う阪急電鉄烏丸駅の地下通路に、当協会ポスターを掲示しています。また、産学連携の一環として制作する卓上カレンダーや、京都市営地下鉄四条駅構内や車両にセミナー開催の広告を掲示しました。今後、より多くの方に当協会を知っていただくため、府内各所の様々な場所でのPRを積極的に行います。



《阪急電鉄烏丸駅地下通路ポスター》



《京都市営地下鉄四条駅内》



《京都市営地下鉄車両》



《令和元年卓上カレンダー》

トピックス

ビジネスフェアへの出展

平成30年10月17～18日に「中信ビジネスフェア2018」（主催：京都中央信用金庫、中信サクセスクラブ）、平成31年2月14～15日に「京都ビジネス交流フェア2019」（主催：京都府、公益財団法人京都産業21）がそれぞれ京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）で開催され、当協会も出展しました。

各ビジネスフェアでは、デジタルサイネージや各種リーフレット等により、当協会の創業・経営支援の取組み等についてご案内しました。



《中信ビジネスフェア2018》



《京都ビジネス交流フェア2019》

海外視察研修を受け入れました

平成30年11月26日、公益財団法人太平洋人材交流センターが行う海外視察研修の受入れを行いました。海外視察研修の受入れは、平成15年以降毎年続いており、今年で16回目となります。

今回は、アフリカ地域を中心に10か国10名の研修員が来協され、信用補完制度や当協会の最近の取組事例について説明しました。



ボランティア清掃活動を行いました

平成30年11月10日、当協会職員有志25名が日本三景の1つである天橋立にて清掃活動を行いました。当日は天候にも恵まれ、約1時間かけて周辺の落ち葉を回収しました。今後もこのような活動を継続し、地域に貢献していきます。



くるみんマークを取得しました

平成30年11月9日、京都労働局より「子育てサポート企業」として認定を受け、「くるみんマーク」を取得しました。今後も職員の仕事と子育ての両立を支援し、多様な人材の能力を最大限に発揮できる職場環境づくりに取り組みます。



■ 出張講義・講師派遣を行いました

平成30年3月5日、京都府立大学、京都産業大学、龍谷大学との間で地域の活性化、産学公連携の推進に関し包括連携協定を締結しました。

これを機に、各大学や学会等に講師を派遣し、信用保証協会の役割や当協会が取り組む経営支援等の業務内容を紹介しています。今後も様々な関係機関との連携を強化します。

●出張講義・講師派遣

- ・平成30年6月 日本財務管理学会第46回春季全国大会（講師：上原常務理事）
- ・平成30年7月 京都産業大学・京都府立大学（出張講義）
- ・平成30年12月 龍谷大学公開講座（講師：上原常務理事）



《日本財務管理学会第46回春季全国大会》



《龍谷大学公開講座》

■ 大学連携型インターンシップを実施しました

平成30年8月13日からの10日間、包括連携協定を締結した京都産業大学より2名のインターンシップ生を受け入れました。これまで1日完結のインターンシップは実施していましたが、長期間の受入は当協会での初の実験です。期間中は、信用保証協会の概要や業務内容の説明に加え、職員との企業同行訪問やプロジェクト会議への出席等より実践的な業務を体験するカリキュラムを実施しました。地域人材育成の観点から、今後も積極的に受け入れを継続していきたいと考えています。



■ 地元美術大学院生の作品を展示しています

京都市立芸術大学との産学連携の一環として、当協会本所事務所の顔とも言える総合受付内に同大学の院生が制作した絵画を展示しています。どなたでも鑑賞いただけますので、是非ともお立ち寄りください。

作品名：廻流（かいらゆう）

作者：京都市立芸術大学大学院 美術研究科 絵画専攻2年
神山 実貴子 氏

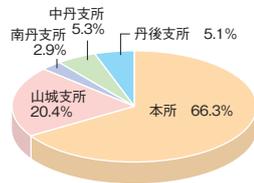


信用保証の実績

◆ 平成30年度 事業概況

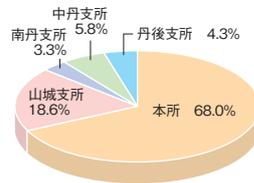
保証承諾 (単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本所	5,769	115,080	92.5
山城支所	2,130	35,354	89.8
南丹支所	311	5,095	94.7
中丹支所	659	9,134	100.1
丹後支所	571	8,791	94.6
合計	9,440	173,455	92.4



保証債務残高 (単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本所	28,576	414,582	92.3
山城支所	8,736	113,076	92.6
南丹支所	1,726	20,047	87.1
中丹支所	2,798	35,491	96.0
丹後支所	2,310	26,366	95.8
合計	44,146	609,562	92.5



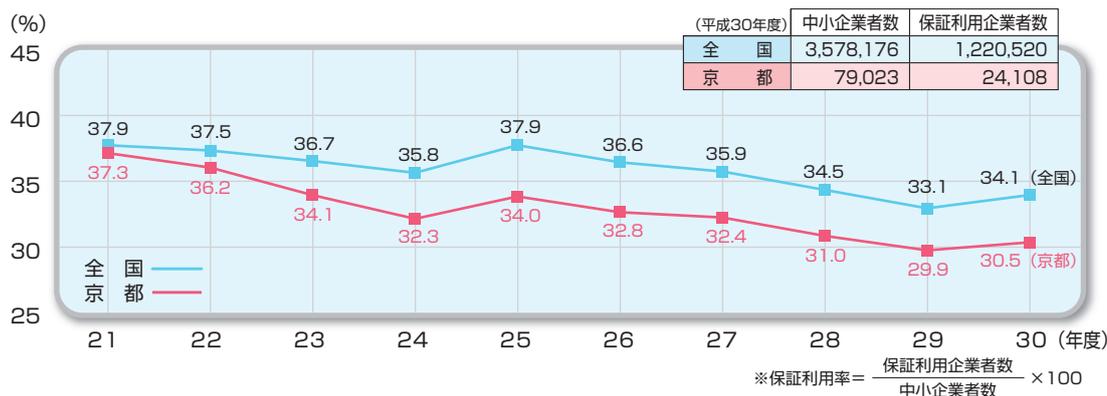
◆ 保証債務残高の推移



保証利用企業者数

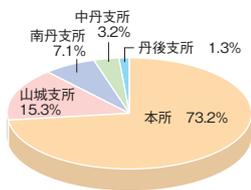


保証利用率



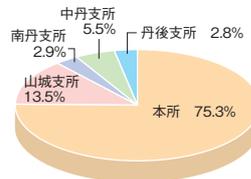
代位弁済 (単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本所	467	8,485	97.6
山城支所	106	1,773	120.9
南丹支所	46	818	252.9
中丹支所	36	368	39.4
丹後支所	14	154	30.4
合計	669	11,599	97.3

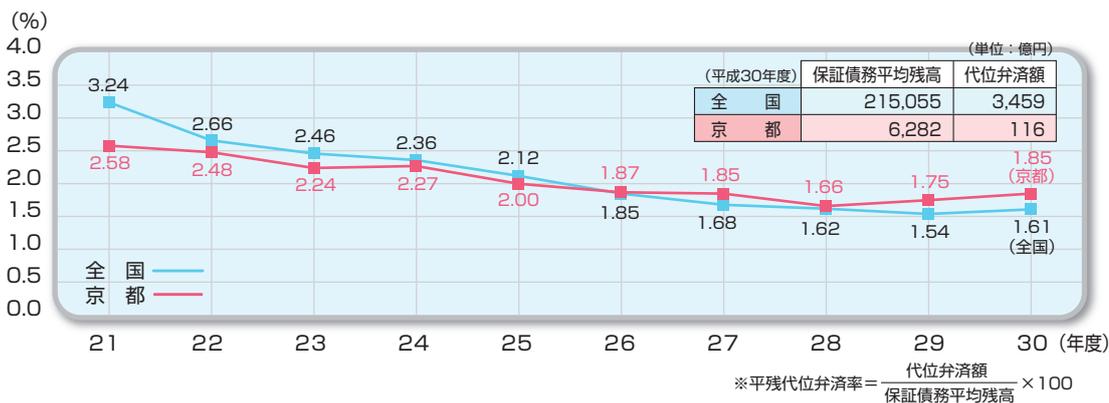


求償権回収 (単位：百万円・%)

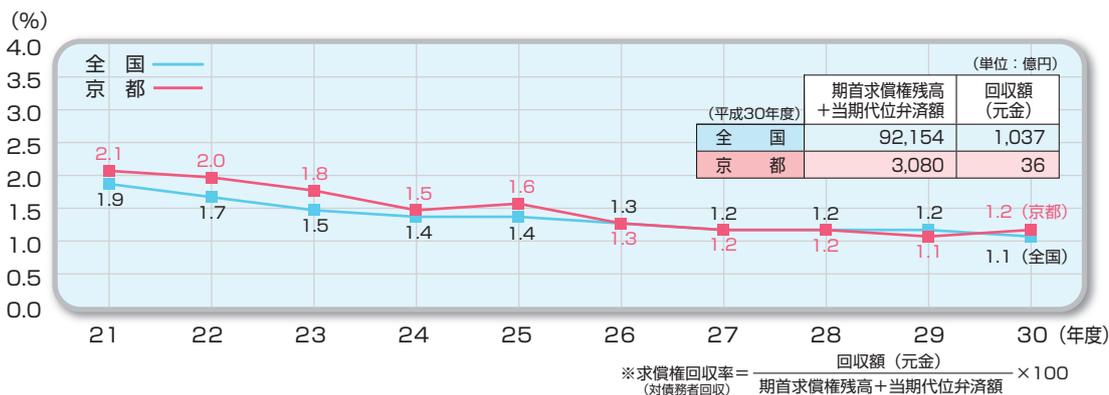
区分	件数	金額	前年度比
本所	202	2,727	118.1
山城支所	47	489	75.0
南丹支所	20	106	114.0
中丹支所	15	198	159.9
丹後支所	10	100	96.2
合計	294	3,621	110.3



平残代位弁済率



求償権回収率



信用保証の実績

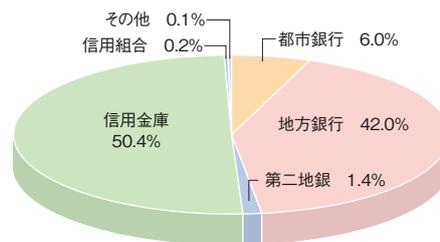
■ 平成30年度 金融機関群別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	259	10,325	92.6
地方銀行	3,770	72,833	89.9
第二地銀	105	2,411	85.6
信用金庫	5,258	87,378	95.1
信用組合	31	283	98.4
その他	17	225	49.1
合計	9,440	173,455	92.4

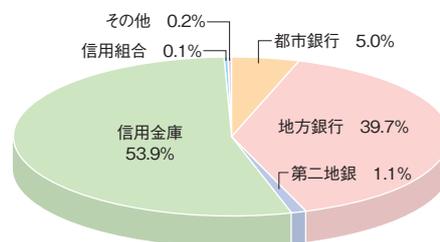
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

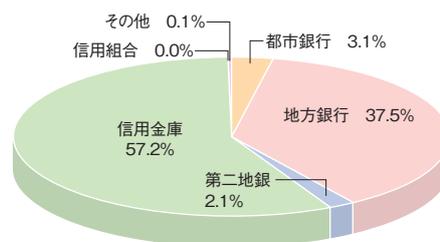
区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	1,524	30,675	93.3
地方銀行	16,600	241,764	92.3
第二地銀	518	6,829	91.0
信用金庫	25,212	328,278	92.7
信用組合	115	684	116.5
その他	177	1,333	73.3
合計	44,146	609,562	92.5



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	16	358	86.6
地方銀行	236	4,350	117.7
第二地銀	15	246	91.9
信用金庫	401	6,638	88.8
信用組合	0	0	-
その他	1	7	10.2
合計	669	11,599	97.3



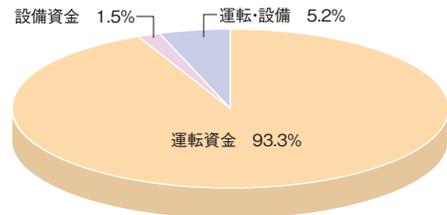
■ 平成30年度 資金使途別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	8,506	161,824	91.8
設 備 資 金	341	2,530	80.0
運 転・設 備	593	9,101	112.1
合 計	9,440	173,455	92.4

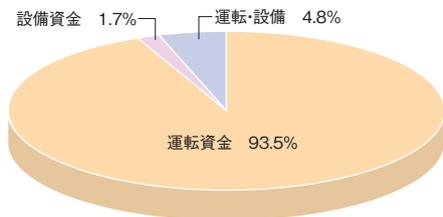
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

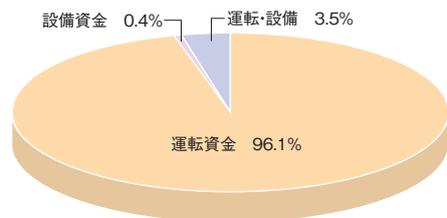
区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	39,625	569,723	92.4
設 備 資 金	1,871	10,474	88.7
運 転・設 備	2,650	29,365	96.5
合 計	44,146	609,562	92.5



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	633	11,142	98.9
設 備 資 金	15	48	15.6
運 転・設 備	21	409	114.0
合 計	669	11,599	97.3



信用保証の実績

平成30年度 制度別

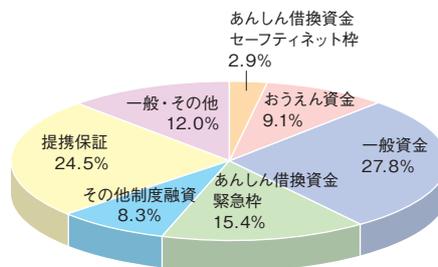
保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換資金 セーフティネット枠	132	5,083	31.9
おうえん資金	2,520	15,719	140.8
一般資金	2,172	48,303	91.7
あんしん借換資金 緊急枠	1,077	26,721	112.8
その他制度融資	1,205	14,454	93.0
提携保証	1,382	42,422	87.7
一般・その他	952	20,752	102.3
合計	9,440	173,455	92.4

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

構成比(金額)

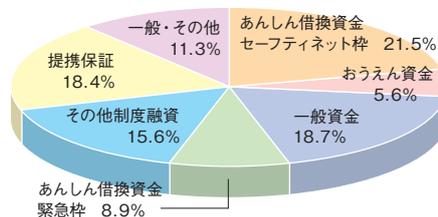


保証債務残高

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換資金 セーフティネット枠	9,983	131,037	77.0
おうえん資金	9,235	34,097	104.6
一般資金	6,805	113,997	99.1
あんしん借換資金 緊急枠	2,919	54,258	111.6
その他制度融資	5,109	95,201	91.8
提携保証	6,036	112,319	97.0
一般・その他	4,059	68,653	94.2
合計	44,146	609,562	92.5

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

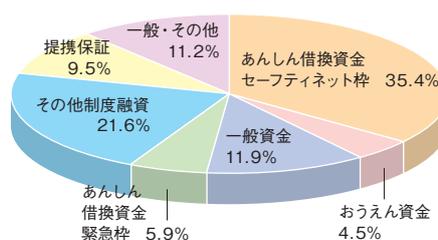


代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換資金 セーフティネット枠	205	4,106	76.5
おうえん資金	132	518	87.9
一般資金	86	1,375	81.5
あんしん借換資金 緊急枠	32	685	92.0
その他制度融資	82	2,508	156.7
提携保証	60	1,108	121.2
一般・その他	72	1,298	127.1
合計	669	11,599	97.3

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計



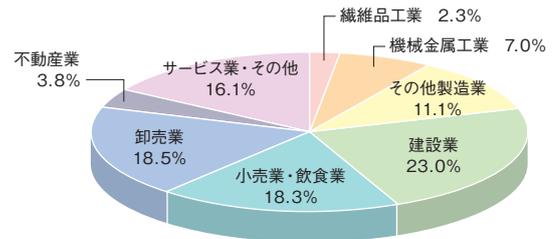
■ 平成30年度 業種別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	268	3,956	93.5
機械金属工業	542	12,122	86.0
その他製造業	943	19,175	90.5
建設業	2,248	39,846	88.9
小売業・飲食業	1,966	31,760	105.5
卸売業	1,332	32,010	90.5
不動産業	422	6,674	95.7
サービス業・その他	1,719	27,913	90.5
合計	9,440	173,455	92.4

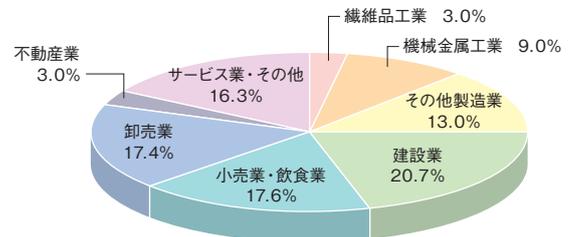
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

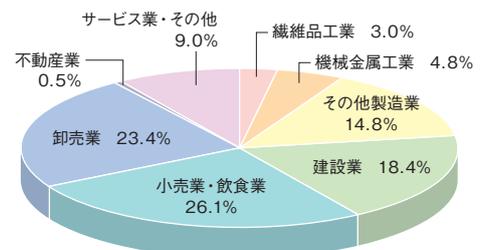
区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	1,412	18,224	92.7
機械金属工業	2,953	55,123	89.3
その他製造業	4,781	79,363	91.5
建設業	10,065	125,981	92.9
小売業・飲食業	9,195	107,165	94.2
卸売業	5,942	105,992	91.0
不動産業	1,841	18,137	96.3
サービス業・その他	7,957	99,576	93.9
合計	44,146	609,562	92.5



代位弁済

(単位：百万円・%)

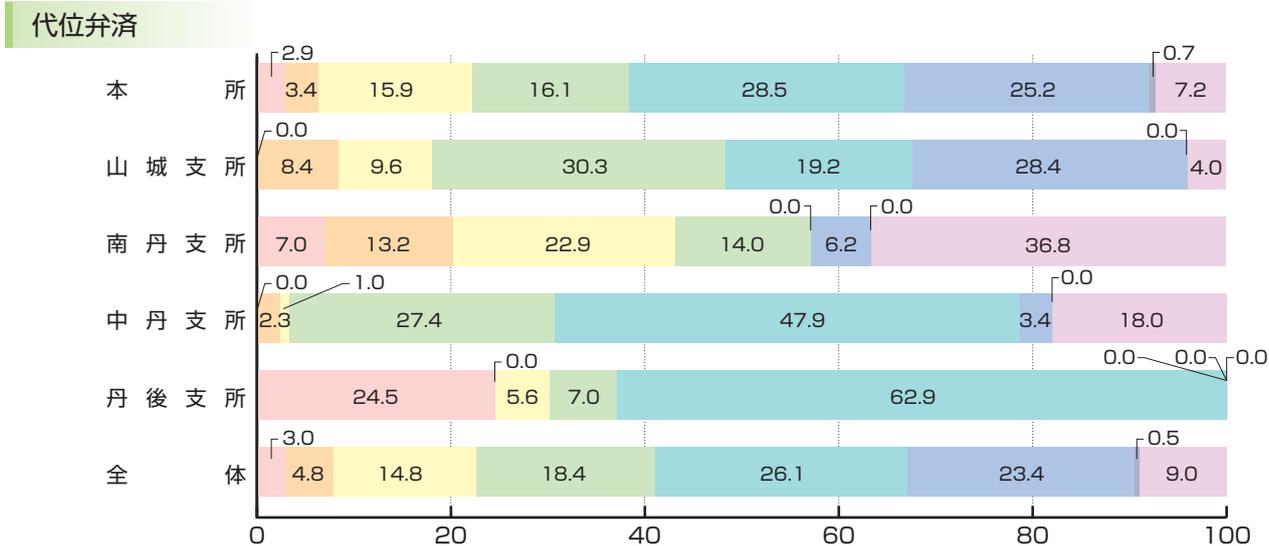
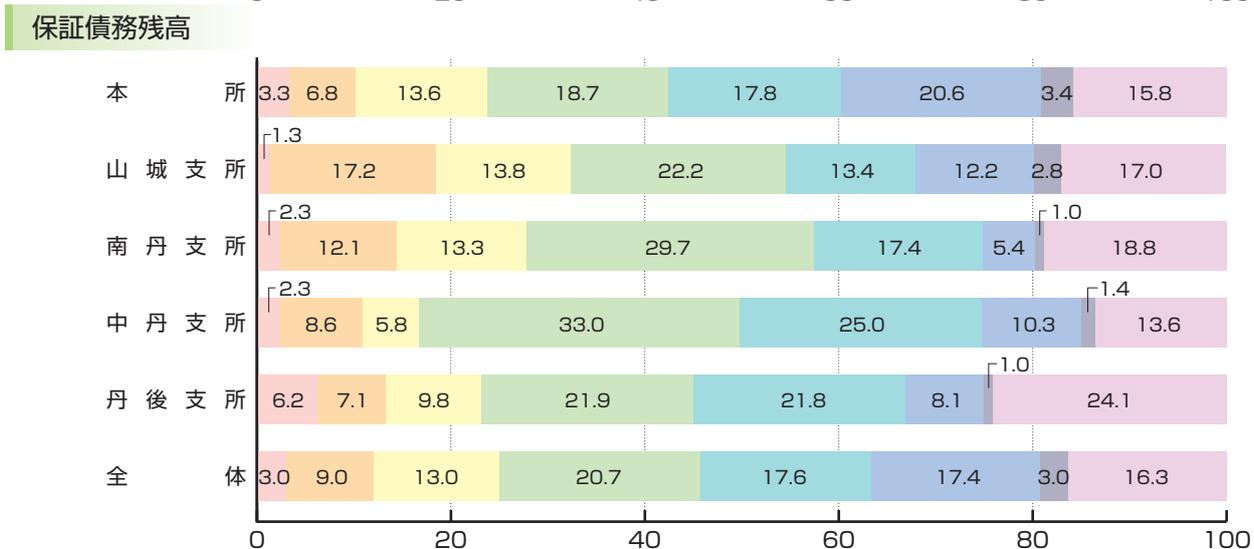
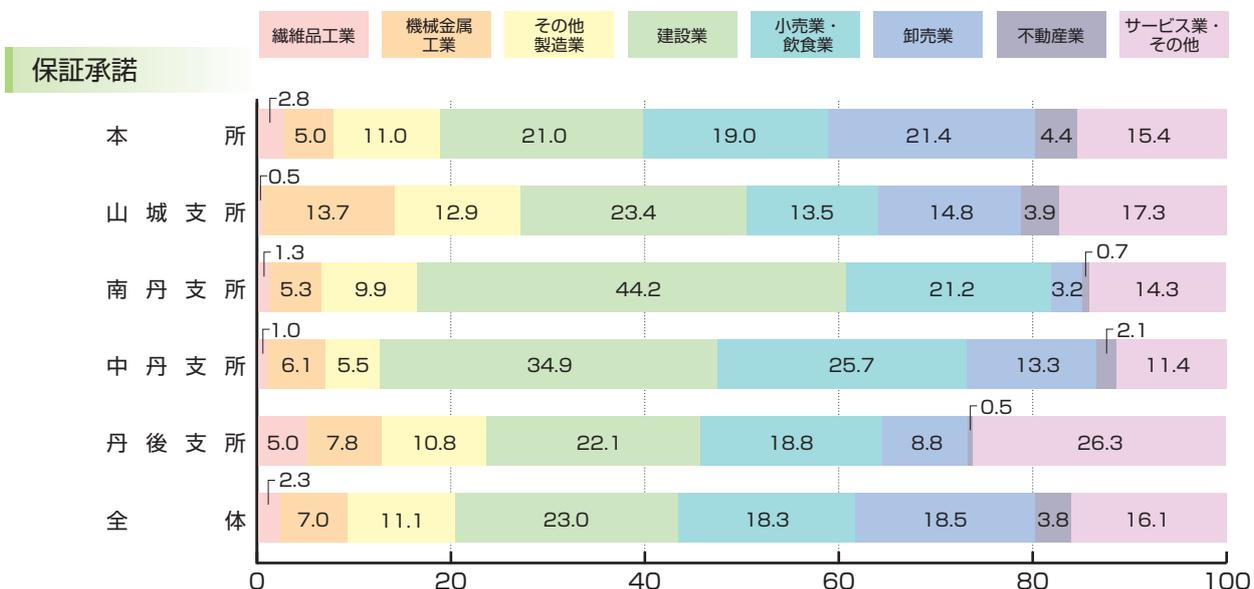
区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	35	345	60.7
機械金属工業	29	558	257.6
その他製造業	78	1,718	91.2
建設業	134	2,132	97.4
小売業・飲食業	184	3,033	143.8
卸売業	126	2,708	99.7
不動産業	10	61	20.1
サービス業・その他	73	1,044	53.9
合計	669	11,599	97.3



信用保証の実績

■ 本支所別の業種構成比（金額）

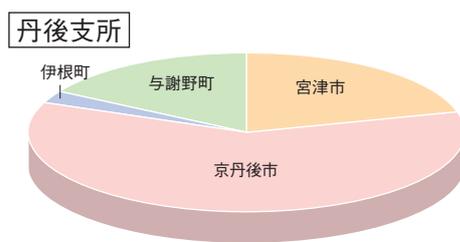
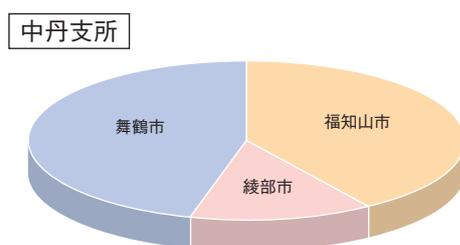
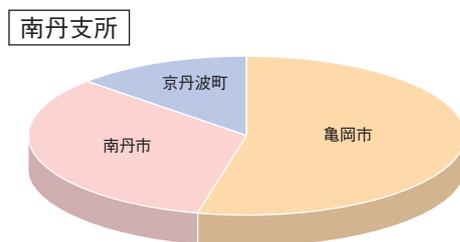
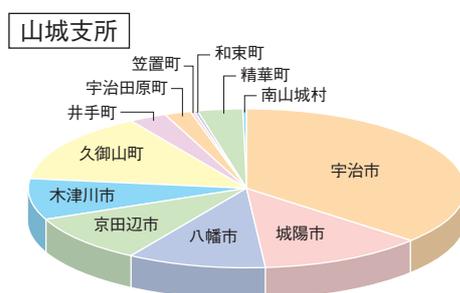
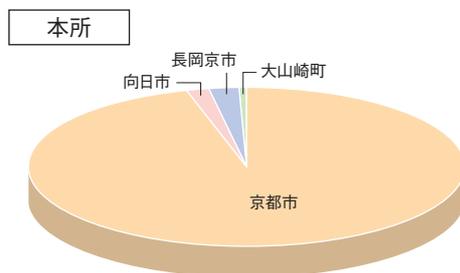
◆ 信用保証の実績



■ 平成30年度 市町村別（保証承諾）

(単位:百万円, %)

保証承諾					
業務区域	区分	件数	金額		
			前年度比	構成比	
本所	京都市	5,417	109,058	93.2	62.9
	向日市	125	1,928	99.4	1.1
	長岡京市	170	2,735	93.0	1.6
	大山崎町	22	386	130.5	0.2
山城支所	宇治市	860	13,001	90.1	7.5
	城陽市	280	4,341	78.7	2.5
	八幡市	166	3,590	90.9	2.1
	京田辺市	224	3,492	108.8	2.0
	木津川市	181	2,892	73.3	1.7
	久御山町	246	5,065	89.8	2.9
	井手町	41	990	80.7	0.6
	宇治田原町	39	711	86.9	0.4
	笠置町	3	51	73.4	—
	和束町	15	106	53.7	0.1
	精華町	84	1,179	71.2	0.7
	南山城村	2	19	190.0	—
	南丹支所	亀岡市	191	2,854	78.1
南丹市		91	1,766	138.2	1.0
京丹波町		33	684	97.1	0.4
中丹支所	福知山市	275	3,962	111.3	2.3
	綾部市	115	1,348	146.6	0.8
	舞鶴市	286	4,452	85.9	2.6
丹後支所	宮津市	138	1,851	115.1	1.1
	京丹後市	312	5,336	89.9	3.1
	伊根町	17	227	177.0	0.1
	与謝野町	107	1,431	77.4	0.8
計		9,440	173,455	92.4	100.0



信用保証の実績

■ 平成30年度 市町村別（保証債務残高・代位弁済）

（単位:百万円, %）

		保証債務残高				代位弁済		
業務区域	区分	件数	金額		金額			
			前年度比	構成比	前年度比			
本所	京都市	27,168	398,458	92.4	65.4	8,533	102.6	
	向日市	540	6,765	98.4	1.1	6	2.5	
	長岡京市	817	9,582	92.0	1.6	90	168.3	
	大山崎町	82	832	95.8	0.1	13	32.0	
山城支所	宇治市	3,286	39,574	92.8	6.5	491	85.8	
	城陽市	1,200	14,314	90.6	2.3	77	71.0	
	八幡市	775	12,153	92.5	2.0	297	172.5	
	京田辺市	920	10,032	94.4	1.6	276	221.1	
	木津川市	758	9,342	95.9	1.5	86	38.8	
	久御山町	919	16,133	87.5	2.6	112	403.9	
	井手町	165	2,926	102.2	0.5	5	—	
	宇治田原町	220	3,156	86.0	0.5	232	—	
	笠置町	16	158	76.6	—	5	23.1	
	和束町	79	793	91.0	0.1	0	—	
	精華町	370	3,551	95.7	0.6	35	13.2	
	南山城村	12	42	115.9	—	0	—	
	南丹支所	亀岡市	1,092	12,106	85.8	2.0	317	126.2
		南丹市	454	5,364	85.6	0.9	486	1,186.0
京丹波町		157	2,105	92.5	0.3	15	49.4	
中丹支所	福知山市	1,097	13,657	98.0	2.2	63	40.0	
	綾部市	407	5,649	97.9	0.9	0	—	
	舞鶴市	1,298	16,479	93.5	2.7	305	52.5	
丹後支所	宮津市	490	4,965	96.7	0.8	63	30.0	
	京丹後市	1,369	16,408	95.7	2.7	11	86.5	
	伊根町	36	420	106.6	0.1	0	—	
	与謝野町	419	4,597	94.2	0.8	80	28.3	
		44,146	609,562	92.5	100.0	11,599	97.3	

■ 創立以来の事業概況

(単位:百万円)

年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		求償権回収		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和14~ 平成4	627,028	3,165,443	45,900	389,933	36,896	120,125	30,336	82,730	544	2,371
5	23,505	237,078	51,328	423,054	991	9,409	663	3,284	789	3,758
6	23,278	246,410	56,431	434,420	1,064	7,731	650	4,370	655	2,425
7	24,300	262,594	60,562	450,862	1,217	8,147	679	5,134	290	1,423
8	27,010	281,838	66,001	476,977	1,184	8,280	729	4,794	286	1,484
9	29,355	310,796	70,937	512,654	1,549	10,329	636	5,401	529	2,101
10	43,801	596,054	87,123	802,281	1,795	12,592	838	6,469	514	2,771
11	31,790	454,906	93,180	880,312	2,261	19,800	828	7,777	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
25	13,182	268,586	56,940	898,056	968	18,307	325	4,694	600	5,178
26	12,016	220,030	55,761	841,067	922	16,204	293	3,873	536	4,770
27	12,086	226,799	53,692	787,245	880	14,902	287	3,654	469	3,489
28	10,054	198,400	50,253	718,621	827	12,407	302	3,522	495	3,473
29	9,597	187,638	47,293	658,838	772	11,925	281	3,283	469	3,723
30	9,440	173,455	44,146	609,562	669	11,599	294	3,621	327	2,340
累計	1,218,193	12,542,132	—	—	80,452	572,765	37,155	227,072	—	—

※求償権回収は元金の完済件数と実際回収額(元金)、求償権残高は帳簿残高

平成30年度事業報告

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	74,204	基本財産	55,012,458,184
預け金	37,824,268,621	基金	7,631,681,334
有価証券	65,601,230,000	基金準備金	47,380,776,850
動産・不動産	3,539,919,203	制度改革促進基金	0
保証債務見返	609,561,513,667	収支差額変動準備金	27,505,000,000
求償権	2,340,083,599	責任準備金	3,683,722,075
雑勘定	1,817,650,014	求償権償却準備金	662,102,647
未収利息	54,216,094	退職給与引当金	1,260,105,000
未経過保険料	1,762,060,160	損失補償金	0
その他	1,373,760	保証債務	609,561,513,667
		求償権補てん金	0
		借入金	0
		長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	22,999,837,735
		仮受金	70,810,053
		保険納付金	319,429,955
		損失補償納付金	35,039,265
		未経過保証料	22,557,081,490
		未払保険料	3,414,803
		未払費用	14,062,169
合計	720,684,739,308	合計	720,684,739,308

上記、貸借対照表は信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると、次のとおりとなります。

平成31年3月31日現在

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
《資産》		《負債》	
現金・預け金	37,824,342,825	責任準備金	3,683,722,075
有価証券	65,601,230,000	退職給与引当金	1,260,105,000
動産・不動産	3,539,919,203	借入金	0
求償権	2,340,083,599	雑勘定	22,999,837,735
求償権償却準備金	▲662,102,647	負債合計	27,943,664,810
雑勘定	1,817,650,014	《正味財産》	
合計	110,461,122,994	基本財産	55,012,458,184
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	27,505,000,000
		正味財産合計	82,517,458,184
		負債及び正味財産合計	110,461,122,994

・保証債務見返（資産）・保証債務（負債）各609,561,513,667円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、除いています。

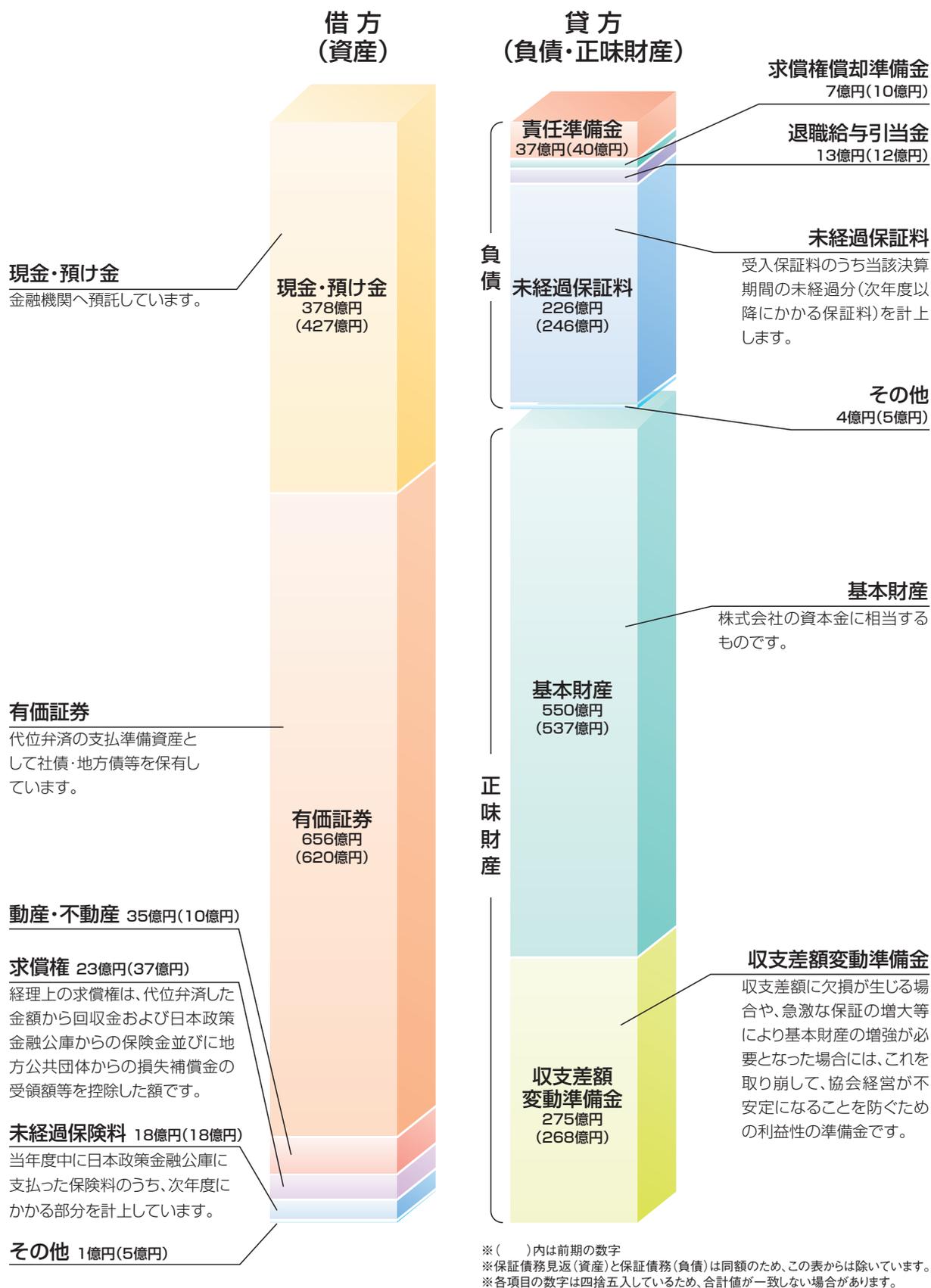
財産目録

平成31年3月31日現在

(単位：円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	74,204	責任準備金	3,683,722,075
預け金	37,824,268,621	求償権償却準備金	662,102,647
有価証券	65,601,230,000	退職給与引当金	1,260,105,000
動産・不動産	3,539,919,203	損失補償金	0
保証債務見返	609,561,513,667	保証債務	609,561,513,667
求償権	2,340,083,599	求償権補てん金	0
雑勘定	1,817,650,014	借入金	0
		雑勘定	22,999,837,735
合計	720,684,739,308	合計	638,167,281,124
		正味財産	82,517,458,184

■ 貸借対照表《図解》



平成30年度事業報告

収支計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額
経常収入	8,344,896,351
保証料	6,894,008,866
預け金利息	16,548,049
有価証券利息配当金	560,687,390
延滞保証料	0
損害金	150,074,339
事務補助金	43,093,090
責任共有負担金	603,880,000
雑収入	76,604,617
経常支出	5,934,996,555
業務費	2,253,395,986
借入金利息	0
信用保険料	3,681,554,021
責任共有負担金納付金	0
雑支出	46,548
経常収支差額	2,409,899,796
経常外収入	15,953,108,245
償却求償権回収金	410,635,258
責任準備金戻入	3,988,075,569
求償権償却準備金戻入	953,420,261
求償権補てん金戻入	10,600,968,157
保険金	9,483,431,174
損失補償補てん金	1,117,536,983
その他収入	9,000
経常外支出	16,372,851,216
求償権償却	11,994,301,482
雑勘定償却	30,027,971
退職金	1,297,000
責任準備金繰入	3,683,722,075
求償権償却準備金繰入	662,102,647
その他支出 他	1,400,041
経常外収支差額	▲419,742,971
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,990,156,825
収支差額変動準備金繰入額	665,000,000
基本財産繰入額	1,325,156,825

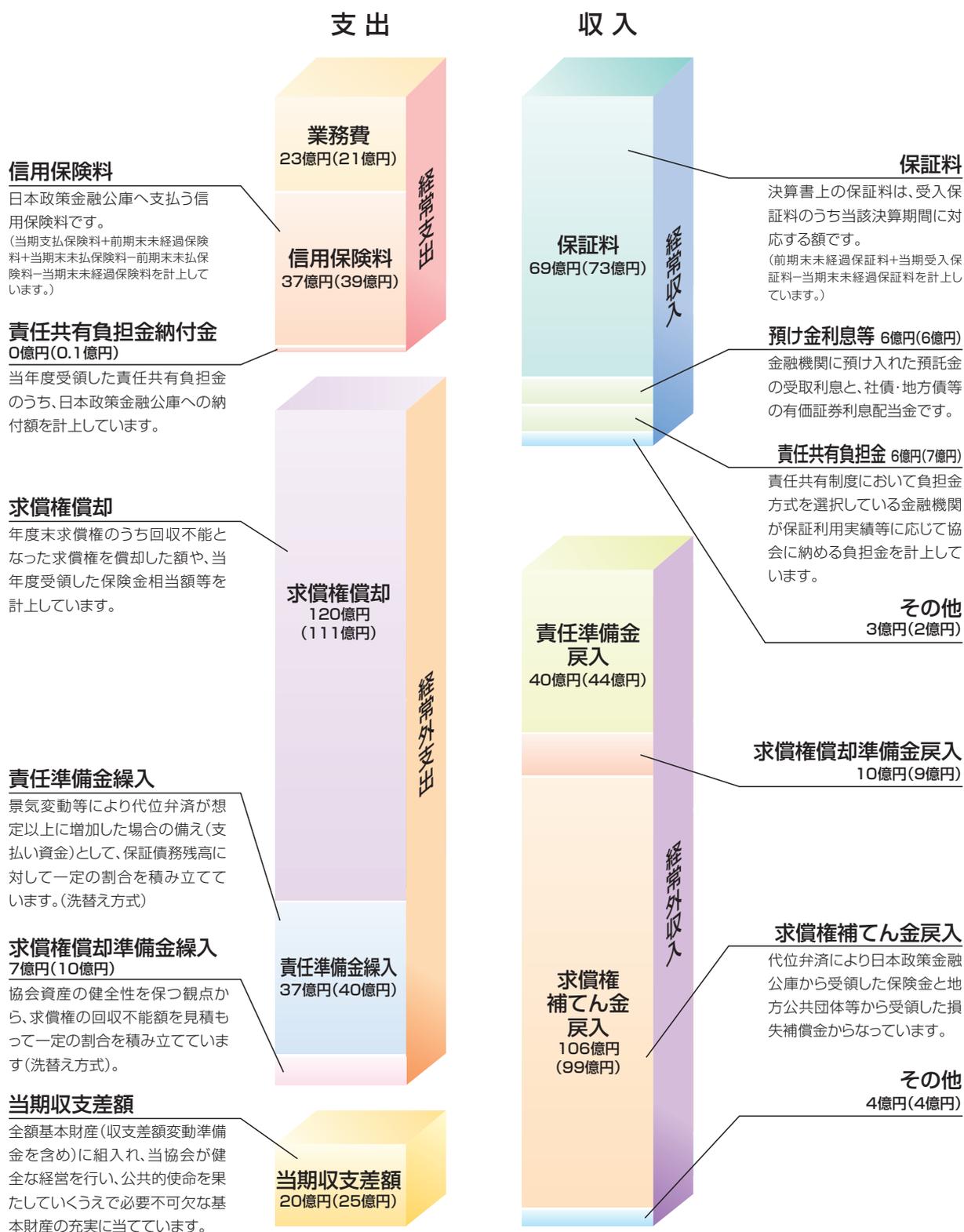
左記、収支計算書は信用保証協会法施行規則等に基づき作成していますが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると、次のとおりとなります。

(単位：円)

経常外収支		
科目	金額	
償却求償権回収金	410,635,258	…①
責任準備金		
戻入	3,988,075,569	
繰入	▲3,683,722,075	
(当期純戻入額)	304,353,494	…②
求償権償却準備金		
戻入	953,420,261	
繰入	▲662,102,647	
(当期純戻入額)	291,317,614	…③
求償権償却		
求償権償却	▲11,994,301,482	
求償権補てん金戻入	10,600,968,157	
(当期自己償却額)	▲1,393,333,325	…④
その他	▲32,716,012	…⑤
経常外収支差額	▲419,742,971	…⑥

※⑥（経常外収支差額）＝①＋②＋③＋④＋⑤

収支計算書《図解》

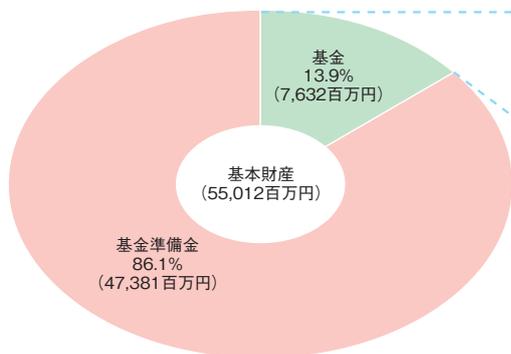


※()内は前期の数字
※各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

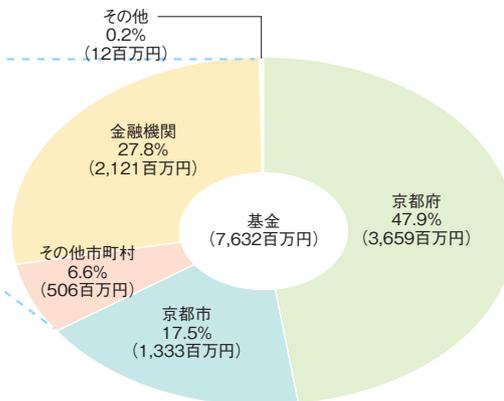
基本財産の状況

基本財産の現状

(平成31年3月末現在)

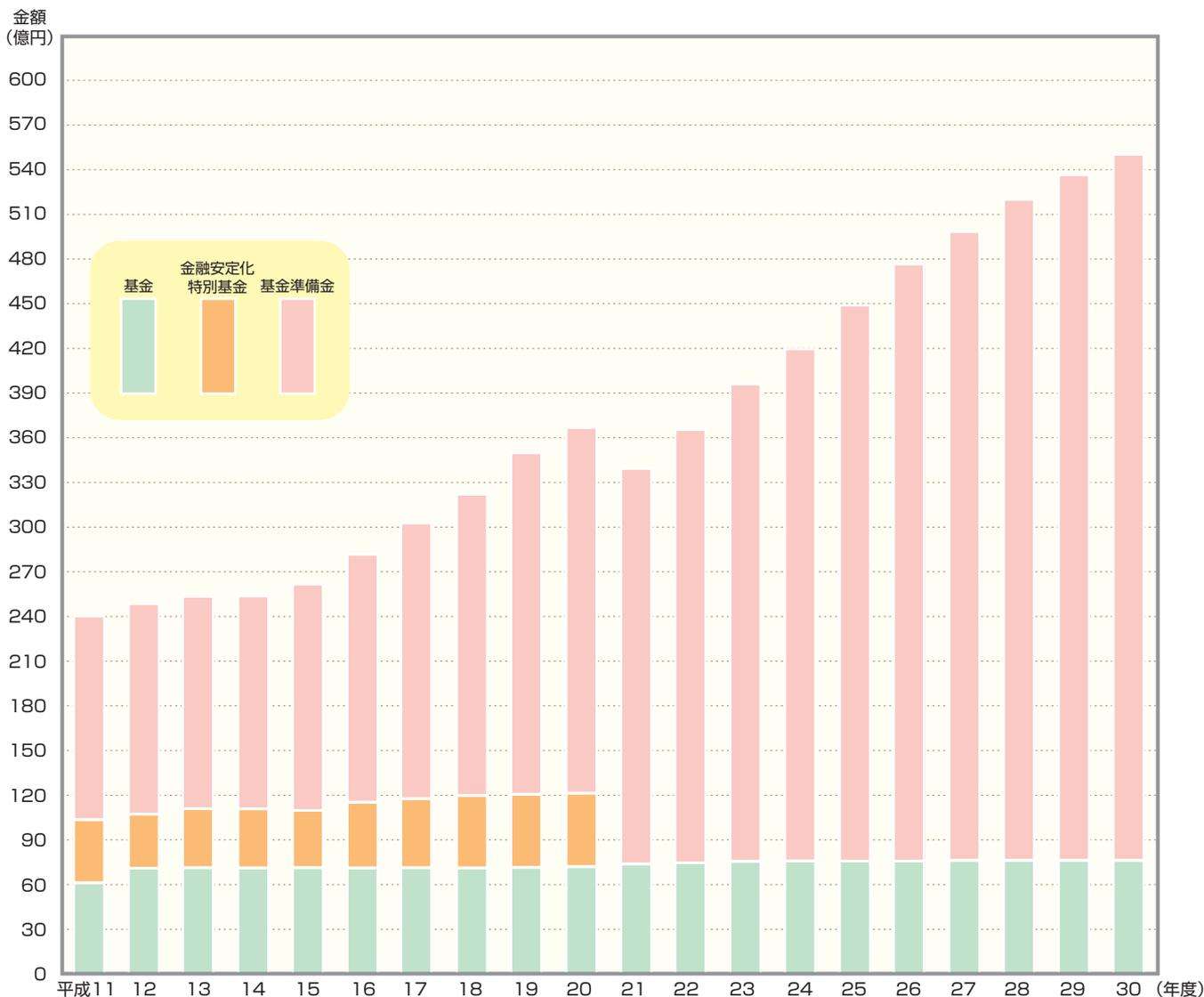


基金出捐割合



(注) 1.基金準備金は協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額。
 2.京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。
 3.四捨五入のため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

基本財産の推移



信用補完制度

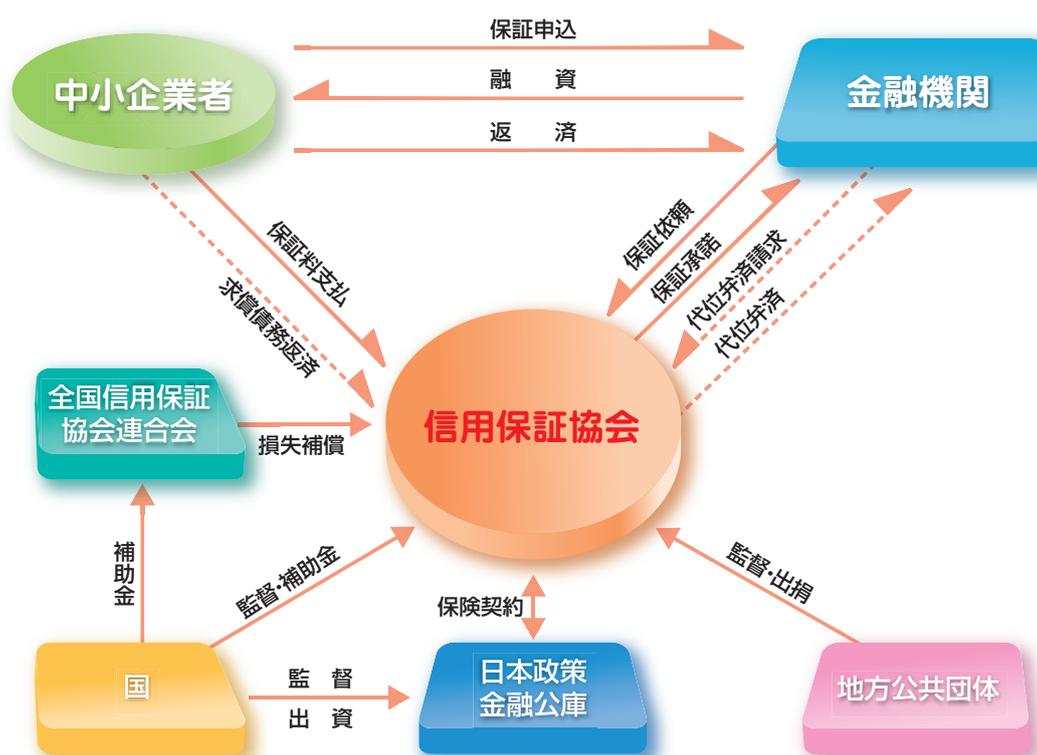
信用保証協会は、中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等をはじめとする支援を行っています。

現在、信用保証協会は各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国で合わせて51協会が設けられています。

信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成り立つ信用保険制度の総称です。



① 信用保証制度のしくみ



- ①～② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

② 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証の概要

保証対象となる方

○所在地

- ・ 個人の場合は、住居または事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・ 法人の場合は、京都府内に本店または事業所を有する法人

○企業規模

資本金または常時使用する従業員のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。
※特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、一部ご利用いただけない保証制度があります。

業種	資本金	従業員数
製造業等（運送業、建設業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれています。

- ① 農業（園芸サービス業を除く。）、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）、その他信用保証協会において不相当と認められる業種を営む方
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

保証限度額

個人・法人	2億8,000万円（無担保保証8,000万円含む）
組 合	4億8,000万円（無担保保証8,000万円含む）

国の施策による特別の資金を対象とした保証（特別保証）では、この表とは別に制度ごとの限度額が定められています。

信用保証の概要

■ 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- (1) 生活資金、投機資金
- (2) 転貸資金（組合転貸資金を除く。）
- (3) 金融機関から直接借り入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（協会が認めた場合を除く。）

■ 保証期間

運転資金 **5年**

設備資金 **7年**

- 運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
- 設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。

注) 地方公共団体および金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

■ 連帯保証人

【個人および法人の場合】

個人は原則不要、法人は原則代表者以外の連帯保証人は不要です。ただし、次のようなケースは連帯保証人になっていただく場合があります。

- ① 実質的な経営権を有している方、営業許可名義人または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合

【組合の場合】

原則として代表理事のみ連帯保証人としませんが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることがあります。なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員を連帯保証人とします。

■ 経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）に関する対応 –平成30年度の実績–

1. 保証承諾のうち保証人を不要とした実績は、次のとおりで全国ベースより高い割合となっています。

法人・個人を含む保証承諾

	京都	全国(参考)
信用保証を承諾した件数 …①	9,440	633,614
うち保証人を不要とした件数…②	3,844	156,880
保証人不要の割合(②÷①)	40.7%	24.8%

2. 保証時・借換や条件変更時において、経営者保証（経営者以外の連帯保証人も含む）を不要とする新たな運用・制度として次の3類型を開始しました。

保証人を不要として信用保証を承諾した件数

類型	件数
信用保証を利用しない金融機関融資と協調するもの(BK連携型)	14
財務内容から見て保証人を不要とするもの(財務型)	4
物的担保が充足しているもの(担保型)	0

また、代表者交代時においては、既存の保証付き融資について、旧・新代表者の両方から経営者保証をとることはしない取組を進めています。

代表者交代時における対応

類型	件数
旧代表者・新代表者とも保証不要	3
新代表者のみ保証	156
旧代表者のみ保証	407
旧代表者・新代表者とも保証必要	31

3. 連帯保証人の保証債務を解消した実績は、次のとおりです。

保証債務を解消した件数

類型	件数
「経営者保証に関するガイドライン」によるもの	28
「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」によるもの	32

信用保証の概要

■ 担 保

必要に応じて担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券および流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・市街化調整区域内の不動産
- ・農地、山林
- ・遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県および福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものは除く。）
- ・換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖および傾斜地等）

■ 責任共有制度

責任共有制度

平成19年10月、保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』が導入されました。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高 (X期)} \times \frac{\text{代位弁済額 (Y期)} - \text{不動産担保回収に関する額 (Y期)}}{\text{保証債務平均残高 (Y期)}} \times 20\%$$

※1：X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り。

※2：Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り。

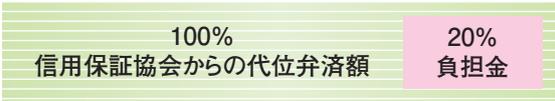
【部分保証方式】

金融機関が行う貸付金額の一定割合（80%）を保証する方式

$$\text{保証金額} = \text{貸付金額} \times 80\%$$

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図

負担金方式	部分保証方式
<p>【保証時点】</p>  <p>100% 保証部分</p> <p>↓</p> <p>【代位弁済時】</p>  <p>100% 信用保証協会からの代位弁済額</p> <p>20% 負担金</p> <p>↓</p> <p>100%信用保証協会から代位弁済を受けることとなるが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払うこととなる。</p>	<p>【保証時点】</p>  <p>80% 保証部分</p> <p>20% 非保証部分</p> <p>↓</p> <p>【代位弁済時】</p>  <p>80% 信用保証協会からの代位弁済額</p> <p>20% プロパー分</p> <p>↓</p> <p>80%部分については、信用保証協会からの代位弁済を受けるが、残りの20%については、金融機関の負担となる。</p>

責任共有制度の対象（80%保証）となる保証制度

原則としてすべての保証制度が責任共有制度の対象（80%保証）となります。
 なお、対象から除かれる主な保証（100%保証）は次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連（セーフティネット）保証第1号～第4号・第6号
- ・ 創業等関連保証、創業関連保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証（NPO法人を除く）
- ・ 小口零細企業保証（下記参照）
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証
（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
- ・ 危機関連保証

小口零細企業保証の概要

責任共有制度の導入に併せて小規模事業者向けに設けられた全国統一保証制度です。

なお、保証限度額は、お客様の信用保証協会保証付融資残高（根保証の場合は融資極度額、部分保証の場合は融資額）により決まります。

ご利用いただける方	従業員数20人以下（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）の方は従業員数5人以下）
保証限度額	2,000万円 ※既に利用中の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、2,000万円の範囲内
資金使途 保証期間等	運転資金 原則として5年以内 設備資金 原則として7年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付（根保証形式のものは除く）

信用保証の概要

信用保証料

信用保証料は、信用保証の対価としてお支払いいただく信用保証協会独自のものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料率

保証付きの貸付金額に対する信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）で、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※CRDとは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

(年率：%)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
特殊保証(注)	責任共有保証料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	責任共有外保証料率	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

(注) 特殊保証料率は、極度保証（割引）、当座貸越（貸付専用型）根保証および事業者カードローン当座貸越根保証に適用します。

【定性要因による割引】

上記の基準料率から以下の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 有担保割引…0.1%の割引

有担保保証を利用する場合

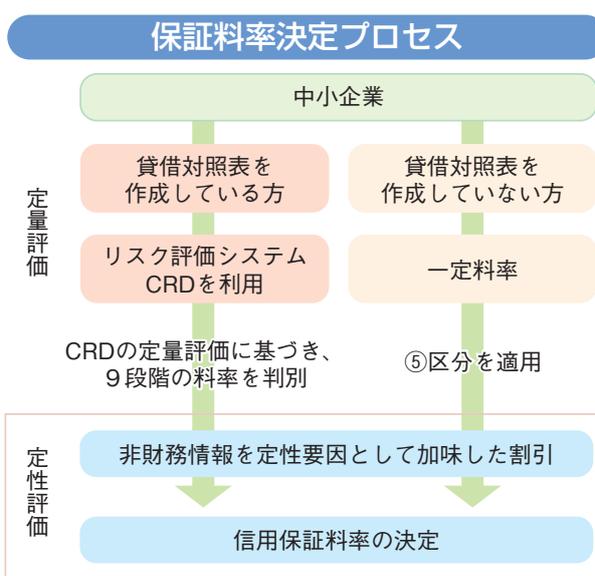
※セーフティネット保証など適用しない制度もあります。

(2) 応援隊割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん資金ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府および京都市の制度融資（「一般資金」、「小規模企業おうえん資金」、「あんしん借換資金（経営力強化保証制度および危機関連保証制度を除く。）」に限る。）を利用する場合

(3) 会計参与設置会社割引…0.1%の割引

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者※
※一括支払契約保証を除く保証が対象です。



信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})}$$

均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})} \times \text{分割返済回数別係数}$$



返済回数	2～6回	7～12回	13～24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

分割返済回数別係数とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、保証料を割引くための掛け目のことです。

京都府・京都市の協調融資制度の保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、下表のとおり基準料率から一部引き下げた料率設定を行い（部分）、中小企業者の負担軽減を図っています。



(年率：%)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
責任共有外保証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
中小企業 支援融資	一般資金（無担保）		1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	経営力向上関連保証		0.70 (海外投資関係保険(有担保・無担保)、新事業開拓保険(有担保)を利用する場合を除く)									
	小規模企業 おうえん資金	ベース枠	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50	
		ステップアップ枠	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
	あんしん 借換資金	売上減少等（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
		緊急枠 保証制度 強化	責任共有	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
			責任共有外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
		セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）								
	危機関連枠		0.80									
	中小企業 下支え資金	一般枠（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
		セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）								
		経営改善 サポート保証枠	責任共有	0.75								
			責任共有外	0.90								
	中小企業 再生支援資金	長期資金	一般枠（無担保）	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45
		短期フォロー アップ資金	一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
		長期資金 短期フォロー アップ資金	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）								
		一般枠（無担保）		1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.90	0.70	0.50	0.35
	災害対策 緊急資金	セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～4・6号） 0.75（セーフティネット保証5・7・8号）								
		激甚枠		0.80								
		開業一般型		0.50（創業等）								
推進 産業 融資 活力	開業支援型		0.50（創業関連）									
	事業転換・多角化型（無担保）		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
	開業・経営承継 支援資金	経営承継一般型 （無担保）	経営承継関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
			特定経営承継関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
			経営承継準備関連保証	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
			特定経営承継準備関連保証	0.95								
	経営承継支援型（無担保）		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
経営承継借換型（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45		

◆有担保保証の場合は割引保証料率が適用されるものがあります。

信用保証の概要

■ 主な保証制度

(令和元年7月現在)

制度名	保証限度（1企業者あたり）	保証期間	保証料率（年率）	
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…	〔一般保証〕 個人・法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕8,000万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)	
極度保証 継続的に割引・手形貸付をお求めの方に…	〔一般保証〕 個人・法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	2年以内	手形貸付 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
当座貸越（貸付専用型） 根保証 当座貸越により反復・継続的な資金をお求めの方に…	2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間 もしくは 2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
事業者カードローン 当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、簡易な資金調達をお求めの方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間 もしくは 2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)	
中小企業特定社債保証 直接金融により資金調達の多様化を…	4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上 7年以内	年0.45%～年1.90%	
流動資産担保融資保証 売掛債権または棚卸資産を活用して資金調達を…	2億円 保証割合は80%	1年間 (個別保証の場合は 1年以内)	年0.68%	
事業承継サポート保証 円滑な事業承継のために…	〔一般保証〕2億円 〔無担保保証〕8,000万円	15年以内	年0.95%	
京都短期継続保証（京たん） 資金繰り安定・新たな事業拡張をご検討中の方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年	年0.45～年1.90%	
提携保証	スーパータイムリー（対象者：法人） 京カサポート（対象者：個人） 迅速な保証をご検討中の方に…	8,000万円 (無担保保証・普通保証 各8,000万円の範囲内)	10年	年0.35～1.25%
	ネクスト プロパー貸付と同時に資金調達を…	1億6,000万円 (〔無担保保証・普通保証〕 8,000万円の枠内) 但し、他提携保証の残高含	10年	年0.35～1.25%

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。

■ 主な京都府・京都市協調融資制度（令和元年度）

(保証料率については、39ページを参照ください。)

(令和元年7月現在)

	制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率	
						金利優遇 制度
中小企業 支援 融資	一般資金 (中小企業・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	【経営力向上関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 (認定経営力向上計画に係る事業のうち 新事業活動の実施に必要な資金に限る)	(取扱金融 機関が 定める 固定金利)	0.2% 引下げ
	経営力向上関連 保証					
セーフティネット 融資	小規模企業 おうえん資金 (小規模企業・小規模組合)	運転・設備 10年以内	ベース枠2,000万円 【小口零細企業保証】 (保証協会の全ての保証付 融資残高を含み2,000万円)	事業実績 6か月以上 1年未満 の方は 合計500万円	年1.2%	
			ステップアップ枠 2,000万円 (一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内)		年1.7%	年1.5%

	制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率	
			有担保	無担保	金利優遇 制度	
経営あんしん(セーフティネット)融資	あんしん借換資金	緊急枠 (売上減少等の中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.8%	
		経営力強化保証制度 (認定経営革新等支援機関等の支援を受ける中小企業者・組合)	運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.8%	
		セーフティネット枠 (セーフティネット保証の 中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	【経営安定特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 無担保無保証人2,000万円 (小規模企業者等) (別枠のすべての保証付融資残高を 含み2,000万円)	年1.2% 借換の場合 年1.8%	
		危機関連枠	運転・設備 10年以内	【危機関連保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.1% 借換の場合 年1.7%	
	中小企業下支え資金 (認定経営革新等支援機関の支援 を得て、企業サポート委員会の検 討に基づき経営改善計画を作成 または決定した中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内 (ただし、特に必要と 認められた場合は 15年以内)	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット保 証または事業再生計 画実施関連保証の要 件を満たす方は、別 枠利用可	金融機関の 所定利率	
	中小企業再生支援資金 (再生に強い意志を持ち、取扱金融 機関又は京都府中小企業再生支援 協議会の支援を得て再生計画を作 成した中小企業者・組合等)	<長期資金> 10年以内 (ただし、特に必要と認め られた場合は20年以内) <短期フォローアップ資金> 1年以内	2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット保 証認定を受けた方は 別枠利用可	金融機関の 所定利率	
	災害対策緊急資金 (自然災害等により被害を受けた 中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティネット保証及び 激甚災害保証を利用する 場合は別枠利用可	年0.9%	
	産業活力推進融資	開業・経営承継 支援資金 (創業者・事業転換・ 多角化企業・経営承継者)	運転・設備 10年以内 (ただし、経営承 継借換型につい ては特に必要と認め られた場合は 20年以内)	一開業型	【創業等関連特別保証】 1,500万円 事業開始・分社化前は、 自己資金の範囲内	年1.2% (開業支援型・経営 承継支援型ともに、 ④は取扱金融機関が 定める固定金利)
				支援業型	【創業関連特別保証】 2,000万円 取扱金融機関独自融資との協調要件(④) の場合は、独自融資での借入額の範囲内	
				多角化型	2,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額 (一般枠)の範囲内)	
経営承継一般型				経営承継保証	有担保 2億円 無担保 8,000万円 (他の保証と別枠)	
				特定経営承継保証	有担保 2億円 無担保 8,000万円	
				経営承継準備保証	有担保 2億円 無担保 8,000万円 (他の保証と別枠)	
特定経営承継準備保証				有担保 2億円 無担保 8,000万円		
支援業型	有担保 2億円 無担保 8,000万円 取扱金融機関独自融資との協調要件(④) の場合は、独自融資での借入額の範囲内					
経営承継借換型	有担保 2億円 無担保 8,000万円	金融機関の 所定金利				

コンプライアンス態勢

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、引き続きコンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めます。

コンプライアンスの基本方針

● 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

● 質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

● 法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

● 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者または現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し取り組みます。

● 地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めて参ります。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化および発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

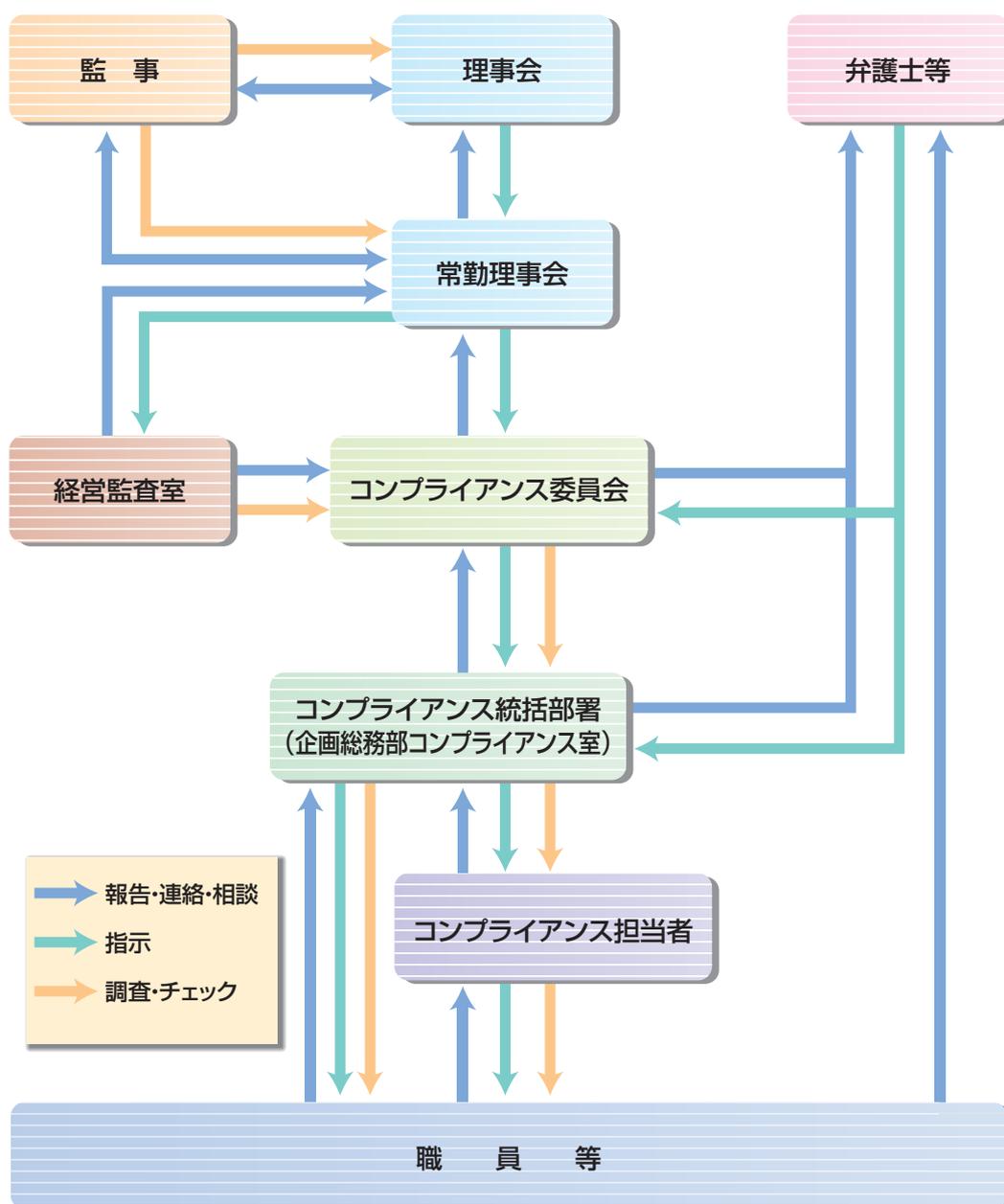
■ コンプライアンスの取組みについて

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連マニュアル・規程集を周知し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

平成30年度においては、外部講師による全体研修のほか、各職場においても定例の勉強会を実施するなど、積極的な取組みを行いました。

これからも一層のコンプライアンス態勢の徹底強化を図っていきます。

■ コンプライアンス組織体制図



■ 個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。
なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものといたします。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所：京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 5階

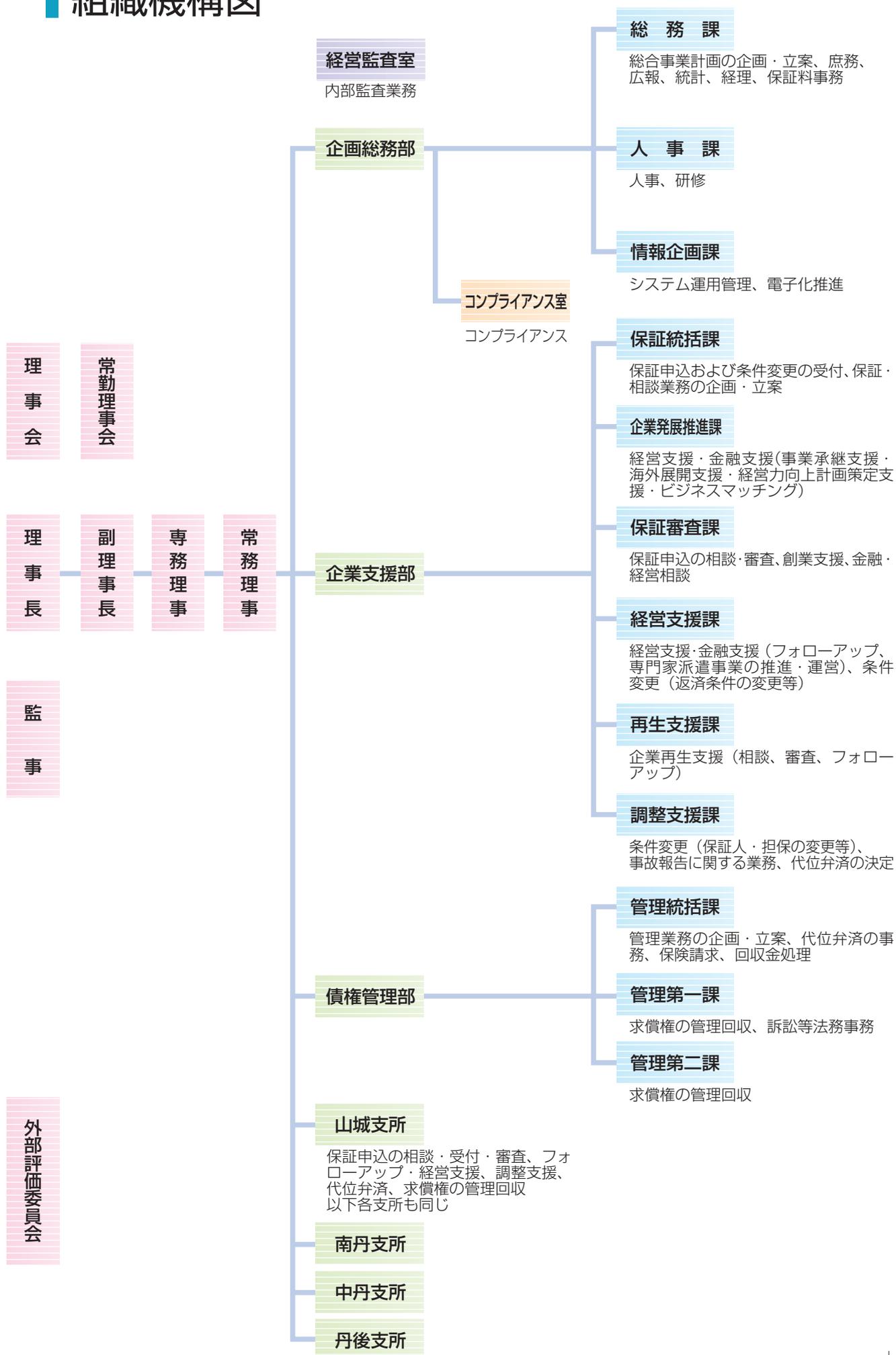
部 署 名：京都信用保証協会企画総務部	企業支援部	債権管理部
電 話 番 号：075(354)1021	075(354)1011	075(354)1031
ホームページ：http://www.kyosinpo.or.jp/		

役員構成

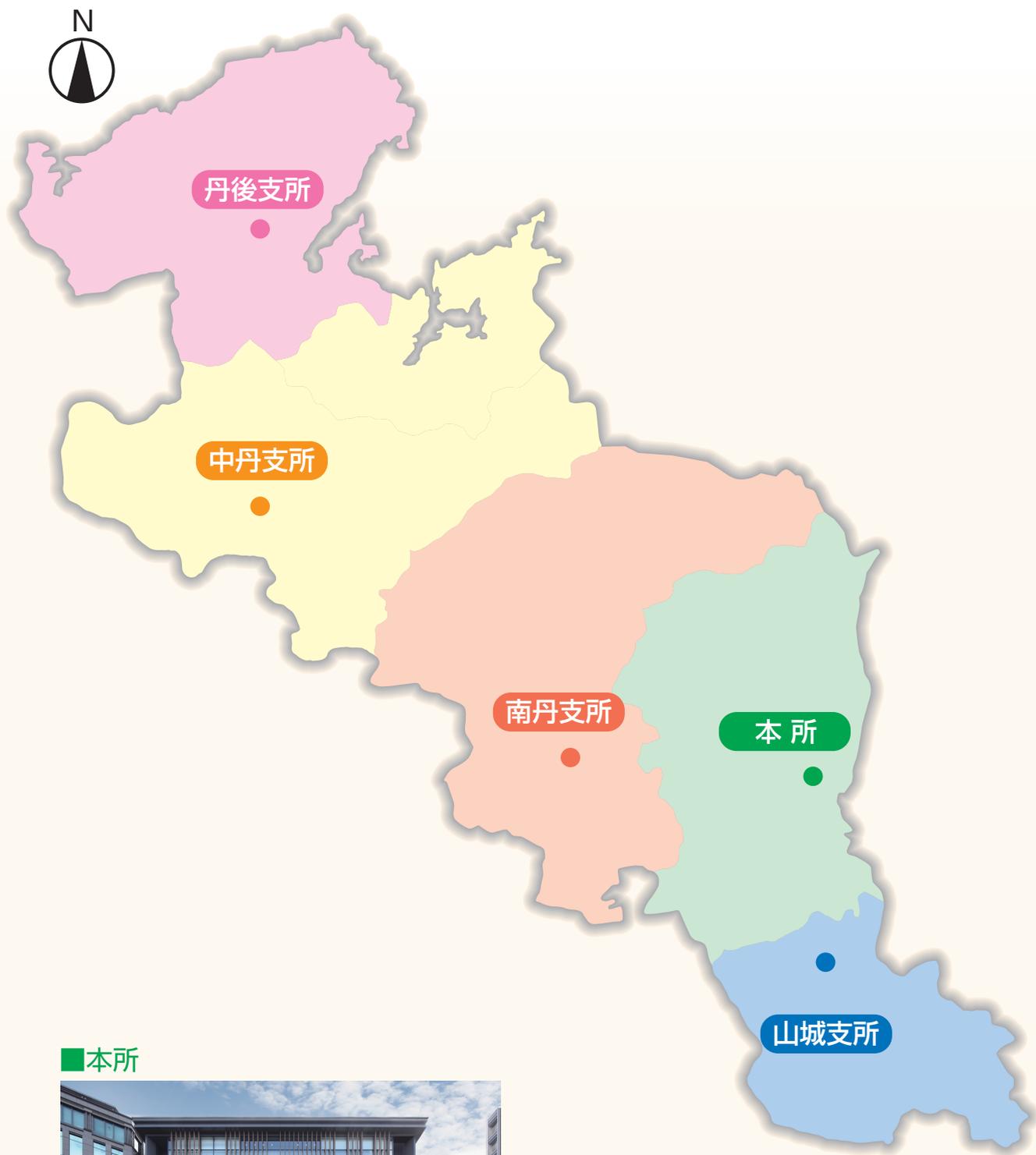
(令和元年7月22日現在)

理事長	麻 生 純	
副理事長	足 立 裕 一	
専務理事	上 原 裕 史	
常務理事	木 村 賢 二	
理事(非常勤)	鈴 木 一 弥	京都府商工労働観光部長
理事(非常勤)	藤 山 裕 紀 子	京都府議会農商工労働常任委員長
理事(非常勤)	山 本 達 夫	京都市産業観光局長
理事(非常勤)	田 中 崇 則	京都市会産業交通水道委員長
理事(非常勤)	中 小 路 健 吾	京都府市長会監事
理事(非常勤)	汐 見 明 男	京都府町村会長
理事(非常勤)	土 井 伸 宏	京都銀行協会会長
理事(非常勤)	榊 田 隆 之	京都信用金庫理事長
理事(非常勤)	白 波 瀬 誠	京都中央信用金庫理事長
理事(非常勤)	森 屋 松 吉	京都北都信用金庫理事長
理事(非常勤)	吉 田 憲 太	商工組合中央金庫京都支店長
理事(非常勤)	渡 邊 隆 夫	京都府中小企業団体中央会会長
理事(非常勤)	沖 田 康 彦	京都府商工会連合会会長
理事(非常勤)	津 田 純 一	京都商工会議所 中小企業活性化委員会委員長
監事(非常勤)	中 野 淑 夫	公認会計士
監事(非常勤)	田 中 彰 寿	弁護士
監事	窪 田 雅 之	

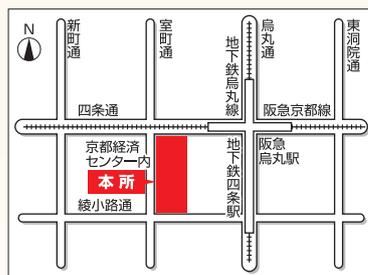
組織機構図



■ 本所・支所のご案内



■ 本所



〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階
 TEL 075-354-1011 FAX 075-354-1061

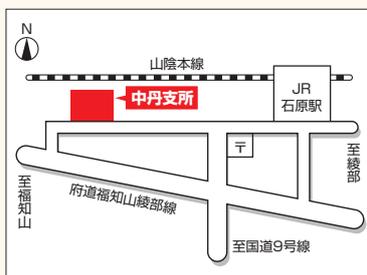
■ 業務区域 / 京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

■丹後支所 業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡



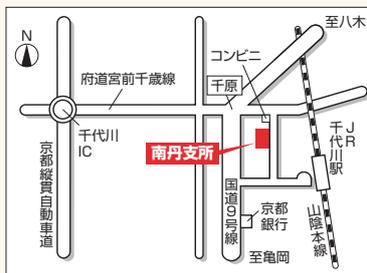
T629-2503
京丹後市大宮町周^す枳2226番地3
TEL 0772-68-0601
FAX 0772-68-0613

■中丹支所 業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市



T620-0804
福知山市石原^いき2丁目24番地
TEL 0773-27-6156
FAX 0773-27-6158

■南丹支所 業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡



T621-0052
亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
TEL 0771-22-1041
FAX 0771-22-6737

■山城支所 業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡



T611-0033
宇治市大久保町上ノ山37番地の3
TEL 0774-43-8822
FAX 0774-43-8899

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所または最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。



京都信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO

<http://www.kyosinpo.or.jp/>

